

大阪府建設工事電子入札心得【特別重点調査版】

（目 的）

第1条 この心得は大阪府建設工事電子入札心得（以下「一般心得」という。）に定めるもののほか、大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱の規定に基づき、特別重点調査を実施する入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札書の無効）

第2条 一般心得第9条に定めるものに加え、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 一般心得第5条第3項に規定する事後審査等に必要な書類を、指定した日時までに提出しない者が提出した入札書
- (2) 特別重点調査基準価格未満の価格を記載した入札書を提出した入札参加者で、特別重点調査意向確認書において特別重点調査資料を提出しない旨の意思を示したものが提出した入札書

（失 格）

第3条 一般心得第10条に定めるものに加え、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 特別重点調査意向確認書において特別重点調査資料を提出する意向を示したにもかかわらず、指定した日時までに提出しなかった場合
- (2) 特別重点調査資料に不足があり、すべてが整っていない場合
- (3) 特別重点調査資料として提出を受けた施工体系図（当該入札参加者と契約を締結する場合は、下請次数の変更は認めない。以下「施工体系図」という。）に、当該工事を履行するために必要な下請予定業者のすべてが記載されていると認められない場合
- (4) 施工体系図に記載されたすべての下請予定業者（以下「下請予定業者」という。）の見積額が、積算内訳に適正に反映されていると認められない場合
- (5) 下請予定業者及び資器材の購入先などの入札参加者以外の第三者の見積額及び見積単価が、計数的根拠のある合理的かつ現実的なものとして、過去1年間の取引実績を示す契約書の写し等によって裏付けられていない場合
- (6) 下請予定業者が、その下請工事に必要な工種に係る建設業の許可を有していると認められない場合
- (7) 前各号に掲げるほか、部局長等が要領等により別に定めた特別重点調査に係る失格の基準に該当する場合

附 則

公告日が令和7年4月24日以降の案件に適用する。

(制定 平成 29 年 4 月 1 日)

(制定 令和 7 年 1 月 6 日)

(制定 令和 7 年 4 月 17 日)